

『共同宣言連絡協議会』を開催

～荷役作業での労働災害防止に向けて～

筑西労働基準監督署 安全衛生課

筑西労働基準監督署管内では、平成23年8月、荷主団体である（一社）筑西労働基準協会と陸運事業者である陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部水戸線分会（以下、「陸災防」）の両者において、荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）の構内におけるトラックの運転者の安全対策について、共同、協力して取組むことを旨とする共同宣言を締結しています。

さらに平成27年9月、荷主団体であるコンクリート製品製造業災害防止協議会と陸災防が共同宣言にある実施事項に同意し、共同宣言を締結しました。

当署管内の陸上貨物運送事業における、過去10年間の休業4日以上労働災害は増減を繰り返している状況にあり、依然として減少傾向にはありません。また、荷役作業中におけるトラック荷台からの墜落・転落災害については増加傾向にあり、8割以上が荷主先の事業場構内で発生している状況にあります。

このため、共同宣言の内容を実効あるものとする必要があることから、荷主団体、陸運事業者団体及び当署で構成する「共同宣言連絡協議会（第6回）」を開催し、それぞれの意見等を踏まえ、平成31年度（2019年度）は下記の事項を重点として掲げることとなりました。

今後も共同宣言連絡協議会は、トラック運転者の安全対策について積極的に取組む予定です。

2019年度（平成31年度）の重点実施事項

- ・ 共同宣言の周知強化
- ・ 共同宣言連絡協議会研修会の開催



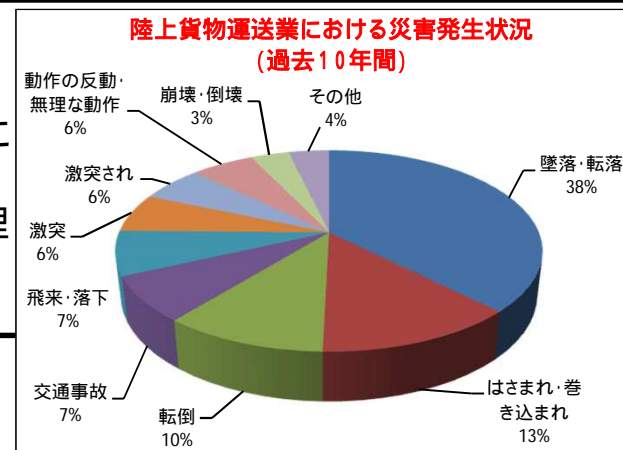
平成30年度共同宣言連絡協議会（第6回）は、去る12月5日に筑西労働基準監督署の会議室で開催されました。

陸運業に働く人々の安全と健康の確保をめざして 陸運事業者と荷主による『共同宣言』について

筑西労働基準監督署 安全衛生課

陸上貨物運送業における災害の現状

- 平成29年は33件発生し、全業種の15%を占めている状況。前年比8%の減少となったものの…
- 過去10年間においては、半数が墜落・転落災害の発生となっており、主に荷役作業中におけるトラック荷台からの墜落・転落災害が発生している。
- 当該業種の労働災害を減少させるには、陸運事業者自らが安全衛生管理の促進を図ることは基より、荷主の協力も必要不可欠である。



これらの現状を改善させるために



荷主先のトラック荷台からの墜落・転落災害防止について、陸運事業者は基より、荷主と共同して取組むことで、実効ある災害防止活動が図られるよう『共同宣言』を締結する。

共同宣言の内容

- 陸運事業者と荷主事業者は、構内におけるトラック運転者の安全対策について、共同して取組む。
- 陸運事業者は、経営トップ自らが安全衛生に関する責務と基本方針を表明するとともに、安全目標や重点実施事項を含む安全衛生活動年間計画を策定し、当該計画に則り、無理なく安全衛生管理を推進する。
- 荷主事業者は、トラック運転者が構内において安全に作業ができるよう、トラック荷台からの墜落・転落災害防止設備の設置、安全通路の確保及び標識の設置等、可能な限り配慮する。
- 荷主事業者と陸運事業者は、構内における荷役作業の安全、交通安全及び適切な運行計画の実施に関して業者間で協議する「懇談会組織」を設置するか、荷主事業者が設置する『安全衛生協議会』に陸運事業者が参加できるようにする。
- 以上の取組みに臨時の傭車も適宜参加できるように、注文者である陸運事業者の責任において、本共同宣言を関係者に周知・徹底する。

共同宣言連絡協議会について

内容

- 共同宣言の円滑な実施を目的として、（一社）筑西労働基準協会、コンクリート製品製造業災害防止協議会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部水戸線分会及び筑西労働基準監督署で構成する共同宣言連絡協議会を設置する。
- 共同宣言連絡協議会は、年1回開催し、次の事項について協議する。
 - 共同宣言に関する施策の推進及びその評価
 - 共同宣言に関する情報の共有化
 - その他目的達成のために必要な活動

筑西労働基準監督署が行うこと

- 共同宣言及び調印式について、地元記者クラブを通じ事前にプレスリリースを実施する。
- 共同宣言PR用リーフレットを作成し周知する。
- 茨城労働局及び（一社）筑西労働基準協会のホームページ等あらゆる機会を活用し、取り組み状況を逐次周知する。
- 事業場に対する安全衛生指導時等に周知する。
- 筑西労働基準監督署で実施する会議等のあらゆる機会を捉え周知する。
- その他構成団体の拡大等、共同宣言連絡協議会の活動に積極的に協力する。

現在の共同宣言連絡協議会の体制

- 荷主側：（一社）筑西労働基準協会及びコンクリート製品製造業災害防止協議会
- 陸運事業者側：陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部水戸線分会
- 行政機関：筑西労働基準監督署